

申請受付

令和7年
7月31日
まで

中小事業者等のデジタル化の取組を応援します

浜松市

浜松市中小事業者等 デジタル化支援事業費補助金

補助対象経費 ソフトウェア導入費及び
ソフトウェア導入に際して必要なハードウェア等購入費

令和7年12月15日までの事業完了が必要です

個人事業主や中小企業等の皆様が行うデジタル化の取り組みにかかる経費が対象です

申請方法等

- 【申請方法】 事前申請のみ（郵送申請・WEB申請）
 - 【申請期日】 令和7年7月1日（火）～令和7年7月31日（木）
 - 【実績報告期間】 補助金交付決定日～令和7年12月15日（月）
 - 【補助金額】 補助率：1/2 補助上限額：30万円 補助下限額：10万円
- ※当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

補助対象者

次の条件に当てはまる方が申請可能です。

- (1) 市内に主たる店舗・工場・事業所・支店を有する中小事業者等
- (2) 営利を目的として事業を営んでいること。
- (3) 申請日時点において事業活動の実態があり、引き続き事業活動を継続する意思があること。
- (4) 市税を完納している者であること。
- (5) 納税義務者に対して給与の支払いをする者にあつては、市民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者として指定されていること又は指定されていないことについて正当な理由がある者であること。

必要書類

- (1) 交付申請書
- (2) 事業計画書
- (3) 誓約書
- (4) (法人の場合) 商業・法人登記簿謄本履行事項証明書の写し
- (5) (申請者が個人の場合) 事業活動の実態が確認できる書類
- (6) 補助金振込先の口座に関する情報がわかる書類
- (7) 市民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者指定通知書の写し又は特別徴収未実施理由書
- (8) 見積書又は購入金額がわかる書類（申請する補助対象経費それぞれのもの）

※上記のほか、必要に応じて追加の書類提出を求める場合がございます。

※Web申請の場合は必要書類が異なります。詳しくはホームページをご覧ください。

問合せ

浜松市中小事業者等
デジタル化支援事業費補助金事務局

〒430-0944 浜松市中央区田町324-3出雲殿互助会田町ビル2階

電話 053-489-3370（平日9:30～17:00）



補助対象経費

ソフトウェア導入費及びソフトウェア導入に際して必要なハードウェア等購入費

(1)ソフトウェア：給与システム、人事管理システム、勤怠管理システムなどのバックオフィス業務等の工数を削減するためのもの。

(2)ハードウェア：パソコン、タブレットなどのソフトウェアを導入する上で必要となるもの

※ハードウェア購入費のみは対象外

※交付決定より前に購入したものは対象外となります。

ソフトウェア導入等関連経費	
在庫管理システム	経理・会計システム
発注仕入業務システム	委託料（必要なシステム・ソフトウェアの開発・構築・設定のための委託費）
生産管理・工程管理システム	
原価管理システム	クラウドサービス利用料※1
顧客管理、予約管理システム	サーバー購入費、サーバー利用料※1
労務・勤怠・入退管理システム	システム、ソフトウェア利用料※1

ハードウェア等購入費
機器等購入費
PC、タブレット等※2
ディスプレイ、モニター等※2
Wi-Fi設備等通信機器等※2
工事請負費（機器設置等に係る工事費）

※1 一括払・月額払の場合は、日割り計算により、交付決定日もしくはソフト等導入日のいずれか遅い方から令和7年12月15日までの経費が対象

※2 いずれもシステム導入に付随して必要となる場合に限り

取組事例

こんな取り組みを応援しています！

予約管理システムの導入とそれに伴うタブレット購入



今まで手書きで行っていた顧客情報の管理をデータ化するために、管理ソフトの導入と管理用パソコンの購入



社員の給料管理や勤怠管理を行うシステムの導入



申請方法

WEB又は郵送にて申請を受け付けます。

申請様式や募集要領等については浜松市ホームページよりダウンロードしてください。

ご質問等は専門のコールセンターへお電話にてお問い合わせください。（コールセンター電話番号：053-489-3370）

その他（注意事項等）

当リーフレットに記載していない条件もございますので、

ご申請前に必ず「補助金募集要領」のご確認をお願いいたします。

- ・申請いただいたあと、内容について事務局から問い合わせさせていただく場合がございます。
- ・補助金交付決定後、1か月程度で補助金を交付します。

申し込みからお振込までの流れ

